|     | 第4回 公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会 会議報告                              |
|-----|--|
| 日時  | 令和2年12月14日(月)13時00分~13時40分                               |
| 場所  | 愛荘町役場 愛知川庁舎 大会議室   |
| 出席名 | (出席者)<br>検討委員 7名(欠席 1 名)<br>事務局(子ども支援課) 5名<br>(教育振興課) 2名 |

会議内容

1 開会 事務局

2あいさつ 委員長

3議題

(1) 民間保育所の意向調査について

【事務局】民間保育園への説明について、これまでの経緯を説明。今後も、民間保育園からの理解を得られるように説明を行い、保護者ニーズに応えられるよう努める。

(2) 素案策定について

別紙のとおり

【事務局】19ページの基本的な考え方について確認いただきたい。また、具体的な対策として、20ページの幼稚園の一時預かり事業、23ページの人材確保については、前回の委員会で早急に取り組む必要のある事業としてご意見いただいたので、早急な実施に向けて準備に入る。

【委員長】課題や方向性について、この素案のとおりでよいか。

【委員】よい。

【委員長】保育士の確保については、早急に対策が必要な事業だと思う。

【委員】幼稚園の一時預かりと、保育とは違うので、21ページの(3)に、「保育所に子どもを預けて・・・」についても、「入所させて・・・」の方がよい。幼稚園の一時預かり事業と保育所に入所することは違うということをはっきりとさせておかなければ、民間保育園にも理解していただけないのではないか。

【委員長】民間保育園には理解いただけそうか。

【事務局】ご理解いただけるように、住民ニーズや、やっていかなければいけない事業だということを説明する。

【委員】幼稚園の一時預かり事業を行うためには人員が必要だが、この委員会で検討して もらえるのか。

【事務局】幼稚園の一時預かり事業を開始するには、人員確保する必要があり、この委員会で必要な事業として決定してもらえたら、早急に人事配置を検討する。また、先ほど、幼稚園の一時預かり事業と保育所に入所することの違いについてご意見があったが、14

時以降の幼稚園の一時預かり事業と、14 時までの教育の違いについて、保護者に説明 が必要なのか伺いたい。

【委員】保護者にあらかじめ説明をする必要はないが、保護者に聞かれたときには説明責任を果たさなければいけないので、説明は必要。こども園になったときにも、短時部と長時部の違いをきちんと説明できる軸を持っていないといけない。違いをはっきりさせておくことは、子どもたちの情緒の安定のためにも必要。

【事務局】保護者にとっては、幼稚園でも保育園でも預かってもらえたらどちらでも、という考えもあるが、そうではなく、説明が必要だということがわかった。

【委員】教育と保育の違いについては、比べてみることもできないし、どんな違いがある のかわからない。

【委員】保育園はこういうところ、幼稚園はこういうところという説明があれば、保護者は選びやすくなると思う。

【委員長】素案について、これでよければ、パブリックコメントを行い、その後、答申という流れになる。

【事務局】これまでの委員会でご意見いただいたことを確認させていただきたい。委員会では、少子化が進んでおり、今後もさらに進んでいく。地域別に見ても、少子化のスピードや核家族化といった家庭状況も違うということを確認いただいた。

町内には幼稚園、保育園が8園あり、民間保育園は歴史的にも地域の方の希望からできた園である。将来的に少子化が進むが、現在は、待機児童が多く、3歳以上は幼稚園に入っていただくこともある。そこで、待機児童対策として、どういったことをしたらいいのか諮問し、委員の皆様から色々なご意見をいただいた。その中で、すぐに取り組むもの、将来的に取り組むものとしてご意見をいただいた結果、幼稚園の一時預かり事業、保育士確保についてはすぐに取り組み、将来的にはこども園への移行も検討するが、民間保育園の運営に配慮し、公立保育園は弾力的運営を行う、ということでよろしいか。

【委員長】説明いただいたとおりでよいかと思う。委員の皆様は今日の資料を見てそれぞれ検討いただき、ご意見があれば、12/21 までに事務局に提出してほしい。

【事務局】今後の予定としては、12/24~1/14 までパブリックコメントの募集を行う。 町ホームページのほか、両庁舎の情報コーナー、両図書館、各地域総合センター、両福祉 センター、両幼稚園、つくし保育園の12ヶ所で閲覧できる。パブリックコメント終了後、 意見整理を行い、1月27日(水)に第5回検討委員会を開催し、2月上旬に答申する予 定。